

紹介

スエーデンの人口問題及人口政策

A Programme for Family Security in Sweden,

by Alva Myrdal, International Labour Review

ew 1939. June.

序言

出生率の低下、人口減少の脅威、と云ふことは、現下歐米各國を襲ふて居る文明病であつて、スエーデンも亦その脅威を自覺し、最近之が對策を講じた。それは我國によく紹介されて居る獨伊や佛國とは種々異なるものがある。固より我國に採用すべからずと思はれる點もあるが、兎に角人口政策上興味深きを以て、右に掲げた論文によつて、同國の人口現象の近況及最近採用されたる主たる人口増加政策を紹介する。著者ミルダル女史は「人口委員會」の委員たり、その夫はストックホルム大學教授で夫妻共著の「人口問題の危機」がある。

スエーデンに於ける人口思潮

瑞典に於ては他の國と同様從來より人口政策に關し、相反する二つの思

想的潮流があつた。一は保守的で人口の増加を喜び、之が爲に産兒制限の普及を壓迫すべしとする。他は個人主義的で産兒制限に依る家族の制限を是認し、人口の減少を以つて經濟上寧ろ望ましとするのであつた。新人口政策はこの兩者の折衷である。即ち全體の人口の増加を計る點に於ては保守派の説に賛し、個人に對して産兒制限の自由を認める點に於ては自由主義派に一致する。それは人口の増加を計るも、個人の自由を制限し産兒制限の手段を封じて、無知に依る不本意の出生を計ることなく、教育と經濟的社會的施設とに依つて出生の増加を計らうと云ふのである。是が自由主義國スエーデンの人口政策の一特質である。

スエーデンに於ける人口減少の脅威

スエーデンをして最近急に人口増加政策を採用せしめたものは、急激なる出生率の減少である。スエーデンは一七四九年以來正確なる人口動態を有する國で、人口統計の古い事、詳細な事に於て世界第一であるが、一八八〇年迄は大體千人中三〇人以上の出生率を維持して來た。然るに一八八〇年より千人に付二九人に下つて爾來年々出生率低下して回復せず、一九二〇年より更に千人に付き一〇人臺に低下して漸減の傾向を進め、最近一九三三年來は千人に付き一三人と云ふ低き出生率を示すに至つた。尤も一方死亡率の低下に伴ひ、最近に於ても尙人口は自然増加を見て居るけれども、近き將來に於て人口減少すべきは歴然たるものがある。即ち、再生産率は一九三三年には〇・七二九、一九三四年には〇・七二六、一九三五年では〇・七二三と漸減し、一九三六年は〇・七三九、一九三七年には〇・七四五と漸増したが、要するに〇・七五を出でず一時代の中に人口が四分の三に減

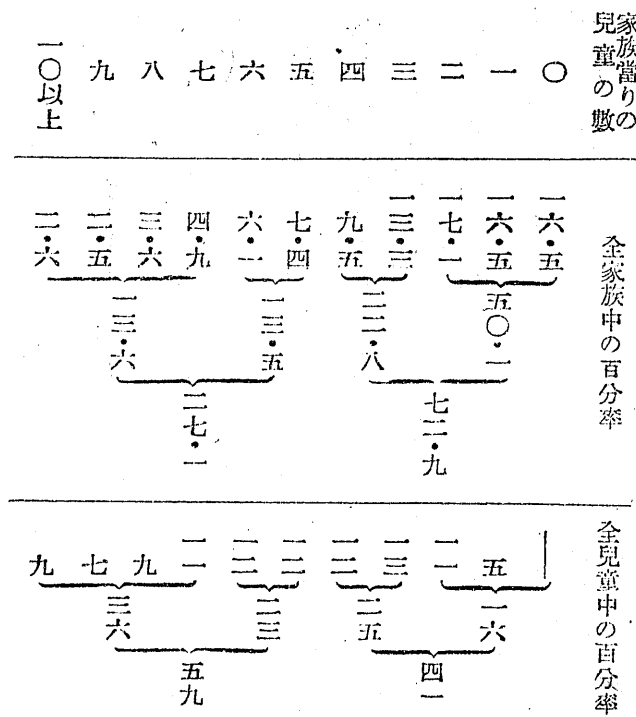
少する事となつて居る。人口の將來に關し各種の推定が發表されたが如何なる推定方法に依つても、出生率の増加なき限り近く人口が減少し、而も老人の數が増えて若きもの數が減じ、國の活力が失はれることは疑ない。

加之、スエーデンに於ては未だ産兒制限の知識が一般には普及せず、將來このまゝに放任せば、産兒制限の知識の普及と共に出生率は更に低下する傾向がある。その根據と見るべきものは、第一に同國では出生の七分の一は私生兒である。その中には固より届出未済に過ぎざる部分もあるが、その大部分は兩親は、出来れば制限したかつたものと想像される。嫡出子に就ても、其の七分の一は結婚後八ヶ月以内に生れて居る。是亦大部分は望まれざりし出生なるべしと想像され、何れも産兒制限の知識及手段が普及すればそれ丈出生減となるべき運命にある。第二に首都ストックホルムに於て労働階級を除くときは、産兒制限は最もよく普及して居ると見らるのであるが、其處では純再生産率は〇・三八にすぎない。この状態が全國に廣がれば將來誠に恐るべしと云ふの外はない。第三に妻の年齢が四十五歳以上に達し生殖年齢を終つたものに就て見るに左表の如く、子供の數の四人以下のもは全家族の七割三分で、五人以上が二割七分であるが、子供の數より見れば、五人以上の子ある家族で五割九分を占めて居る。殊に七人以上の子あるものが子供數では三割六分を占めて居る。是等が産兒制限をやつて、子供の數を三人又は四人程度に留めた場合に、更に甚しき出生減を來すこと必然である。

第四に被扶養家族數別に生計費を見ると、家族の多きに從つて一人當りの生活費殊に營養費が少なく、子供四人以上の家庭では殆んど必要營養量をとり得ない程度に少ない。住宅に就ても同様多子家族に於ては一室に付

き二人以上住んで居る家族が壓倒的に多い。是等の事實は多子家族に産兒制限の普及の危険あることを示すものである。

家族の大きさに依る家族及兒童の分布



人口政策の採用とその原則

是等の事實よりしてスエーデンに於ては、現状のまゝに放置しておく時は將來の人口の激減を來す虞ありとし、一九三五年議會は人口問題を調査研究し對策を立案する爲に「人口委員會」を設けたが、該委員會は人口増殖政策、就中出生増加政策を講ずる必要ありとし、各種の提案をなし、一九三七年及一九三八年の議會はその多くを採用した。一九三七年の議會は「母と子との議會」と曰はれた程母子扶助に關する多くの法案を採用した

のであつた。以下その政策の概要を紹介するのであるが、スエーデンの人口政策を通じてその特色として著者は左の三つの原則を擧げて居る。

第一、個人の自由、殊に産兒制限の自由は之を制限しないこと。親の希望する子供のみを生ましめ、社會經濟狀態の改善に依つて人口の増加を計らんとするのである。

第二、人口の質と量とを同時に考へ、兩者の矛盾する時は躊躇することなく前者を採ること。而してこの方針の一の現れとして、出産の補助奨励のために金銭的給與よりは、直接産兒及産婦に對する實物給與を採る。その効果は後述する。

第三に宣傳教育と經濟的手段とを併用すること。何れの一方のみでも効果は無いものと信じて居る。

教育及風俗政策

近代に於ける出産減少の直接の原因は産兒制限方法の普及にあるが故に、何れの國に於ても産兒制限の普及を防止すべきか否かと云ふ事は人口政策上の第一の問題である。獨、佛、伊等に於てはこの問題に關して原則として抑制方針を採つて居るに反し、スエーデンに於ては上述の如く自由主義に基き何等の制限を加へない。加之、産兒制限の知識を有配遇者に限る事さえもしない。次に墮胎に就ては、人道的理由（強姦、親族姦、幼兒姦の如き場合）や優生學的理由（遺傳的惡疾患者）に基くものは之を認め、社會的、經濟的理由（貧困の故に子女を制限せんとするもの及私生兒の場合）に依るものは之を許さない事となつた。貧困者に對しては貧困を救ふこととし、私生兒に就ては社會の待遇を更へることとし、單なる經濟上の

理由や、不面目の故に人命を絶つ事は之を認めない事としたのである。

現物給與の意義

出産減少の理由は必ずしも經濟的理由に據らないが、出産奨励は主力を經濟的方法に注がざるを得ないのが各國の通性である。唯スエーデンの方法は、金銭給與を避けて、實物給與の方法に依る所に一特質がある。著者は金銭給與よりも、實物給與の優る理由として左の數個の點を擧げて居る。

第一に、金銭給與は出産育児の補助奨励を目的としても一般の生計費に當てられて目的通りに使用されない危険があるに反し、實物給與は適確に出産又は育児の爲に使用せられると云ふ保障がある。又例へば多子家族の住宅の改善を目的とする場合に家賃の補助をしても、果して廣い家を借りるか、或は補助の目的通りに使用せずして他のことに使用することなきや適確ではない。廣い、住宅を廉價に貸すに如かない。

第二に、實物給與は大規模に公共團體が消費材を配給することであつて、個人が別々に購入使用する場合に比し經濟的である。

第三に、實物給與は合理的なる消費方法に對し教育的効果がある。例へば合理的なる住宅の公營は住宅に關する標準を引上げる効果がある。

第四に、財政的見地より云つて、出産育児に金銭的給與のみによる時は國は到底その負擔に堪えないと云ふのである。

固より實物主義には例外があつて、金銭に依る場合及、租税に依る負擔の公平を計る制度はこの例外をなすものである。租税に就ては各國同様、獨身者の免稅點を引下げ、家族持の所得控除を多くし、更に多子者に就ては子供一人につき獨身者の八〇%の所得控除を設けた。

人口増殖施設概観

スエーデンの出産及育児獎勵施設は頗る多岐に互る、著者は人口委員會の委員たりし關係よりか、委員會の提案を説明するに極めて詳細で、實際採用された法律に就ては比較的簡單である。以下餘りに煩となるを恐れ、實際に採用されたもののみを述べる。

一、出産費用 國家は産院に對し一人一日につき三クローネの補助金を出す。訪問助産婦も公費を以つて雇はれる。斯くて産婦は自宅たると、産院たるとを問はず、又収入如何に拘らず、凡て無料で出産處置を受ける事が出来る。

二、母子健康相談所 全國に普及する目的を以つて續々建設されつゝある。それは貧富を問はず一切の國民に無料で利用される。

三、出産賞與金 出産の處置を無料とするも尙出産に基く各種の費用を償ふ目的を以つて出産賞與金の制度が設けられた。その額は七十五クローネでそれは年收三千クローネ以下の凡ての國民に適用される。國民の九十%はこの恩恵を與けると云ふ。

四、出産救助 前記の劃一的なる出産賞與金のみでは眞に貧困者の救済にはならぬ。人口政策の一として、貧困の故に墮胎することが許されない以上、出産の爲に貧困に陥ることも許されない。この主旨に従ひ三百クローネを限度として、補助金として又は貸付金として、金錢又は品物を以て官僚的手續なしに交付せられる。初年度に於ては、この救助を受けたもの全出産者の二十五%に及んだ。

五、兒童年金 孤兒に對しては地方に依り年額三百クローネ乃至四百二十

クローネの年金が下附される。寡婦の兒又は父が廢疾者なる場合には子供の數に依り地方に依る差あり、一人につき百二十クローネ乃至三百六十クローネで何れも年齢は十六歳迄である。年金局之を取扱ふ。

六、扶養料の國家立替 離婚又は私生兒認知の爲扶養料を支拂ふ場合に於て、その不拂の危険を除くため、國に於て立替支拂をなす。債務者の不拂の場合は國の立替は國の負擔に歸するのである。此の金は前掲年金と異り地方兒童福利委員會に於て取扱ふ。

七、多子家族の住宅補助 多子家族の住宅に對する負擔又は住宅の低下を防ぐため、子女六人又は七人ある家には公營住宅家賃の六十%、子女八人以上の家庭には家賃の七十%の割引を行ふこととなつた。之が爲に國は三百六十五萬クローネの補助金を支出することとしたけれども、住宅の建築は不況対策と考へられ、スエーデンは一九三五年以來好況に恵まれ、失業者少きを以つて、實際多子家族向の住宅は未だ建築せられて居ない。

八、結婚貸付金 結婚して新に世帯を持つものゝ爲に一人につき最高千クローネ、期間五ヶ年の一時金が貸付られる。獨逸の同様の制度と異なる所は、獨逸に於ては子を産めば免除する制度になつて居るが、スエーデンの法律はかかる規定はない。單なる婚資の貸付である。

九、營養品及醫療品の無償配給 スエーデンに於ても他國と同様兒童には醫藥及營養の不充分なるもの多き事が發見された。因つて政府は、

(一) 母子健康相談所を通じて豫防的醫藥品肝油の如きものを無料で配給することとし、

(二) 或地方主として失業多き地方では、小學校兒童に食事の供給を行ふ。其の供給は、(a)營養料理に限ること、(b)無料主義の小學校に

は凡て之を適用することとし、(c)國は小くとも費用の半分を負擔する。

(三) 食物に二重價格を設け二人以上の子のある家庭には廉い方の價格で販賣する制度は提案されたが尙考究中で未だ實現されない。

十、醫療の社會化 (二)に述べた母子健康相談所及(九)に述べた榮養品の無料配給の外、齒科醫の社會化が實現された。三歳乃至十五歳の小兒は齒の手當を受けなければならない。十五歳以上の子も財源の許す限り手當を受けることが出来る。之に對し、親は第一子は五クローネ、第二子は三クローネ、第三子は二クローネの負擔をなし、第四子以上は無料である。成年男子に對しても從來の半額を以つて手當を加へる。

結 語

以上は一九三七年及一九三八年の議會に於て既に實行せられたもの大要である。右の外に人口委員會に於て提案せられ、政府又は議會に於て考究中のものは數多い。それに就て著者の意見を述べて居るが、著者は近くスエーデンの人口の問題に就て單行の著書を出す筈であるから著者の意見は該書物に依つて伺ふ事とし度い。然し茲に一言著者の見解——從つて其は或程度迄人口委員會の意見であるが——と政府及議會の態度との差を見るならば、著者は、人口政策の根本原理は消費の平等化でなければならぬと云ふ。而してかの原則を實現するためには所得の平等化を以つては足れりとせず、生活必需品及勞務が協同主義の基礎により公共團體に依つて平等に、社會的に、民主的に消費されなければならないとする。從つて其處には貧民救済の思想は毫も入るべからず、中産階級も勞働階級も區別さ

るべきでなく、兒童哺育の援助に對しては毫も救済の惡名を受くべきではないとする。然るに議會に於ては、何等かの制限を加へ人口増殖政策に貧民救済と相似たる形態を與へたことを著者は自認して居る。

人口政策は今實施の第一歩を進めたのみでその成績は固より知るを得ない。然し著者は産兒制限の思想及手段の普及を制限する方法を採らざりしが故に、今後尙一面に於て出産の減少する傾向あるべきを認め、上記政策に依る出産の増加と何れが大なるか俄に豫斷を許さないと曰ふ。唯望ましからざる又は、望まれざる兒童の出生は減少し、兒童の質の向上する事は著者の信じて疑はざる所である。然し出生減少は今後次第にその惡影響を具現し來るべきを以つて、人口増殖政策は更に徹底せらるべき運命にある事は著者の豫斷する所である。(北岡壽逸)

醫學博士渡邊定、理學士川井三郎 共著「日本人の壽命に關する研究」

四六倍版二九五頁 非賣品

死亡率に關する研究に於て我國の權威者である渡邊博士は、その驚くべき有能なる協力者川井理學士と共に今度新著「日本人の壽命に關する研究」を出された。就て見るに取扱の周到なる、資料の豊富なる誠に從來のこの種の著書の追従を許さない。唯我々の理解に苦しむ事は斯くの如き名著を何故に非賣品としたかと云ふ事である。惟ふに渡邊博士は本書の貴重なる資料を更に碎いて一般的なる著書論文とさるゝ事と察せらるゝ。本書を非賣